

○ 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十三年大蔵省令第十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十三年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条の十七第一項第十一号（財務諸表等規則第二百二十八条）において準用する場合を含む。）及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第十五条の十二第一項第十二号（連結財務諸表規則第二百十四条）において準用する場合を含む。）に掲げる事項の注記を除く。）とする。</p> | <p>（監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十三年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条の十七第一項第十一号（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第五条の十において準用する場合を含む。）及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第十五条の十二第一項第十二号（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第十七条の四において準用する場合を含む。）に掲げる事項の注記を除く。）とする。</p> |

一 法第五条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条及び第四条第六項において同じ。）の規定により提出される届出書に含まれる財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項第一号に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第三百二十八条の規定により外国会社が提出する財務書類をいう。以下同じ。）のうち、特定有価証券（法第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この号において同じ。）以外の有価証券に係るものにあつては最近事業年度及びその直前事業年度、特定有価証券に係るものにあつては最近特定期間（法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この号において同じ。）及びその直前特定期間に係るもの（届出書に含まれる最近事業年度又は特定期間（以下この条において「事業年度等」という。）及びその直前事業年度等に係る財務諸表又は財務書類（以下この号において「書類」という。）のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。以下この条及び第四条第六項において同じ。）の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた書類と同一の内容のものを除く。）

二 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる第一種中間財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項第二号に規定

一 法第五条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条及び第四条第六項において同じ。）の規定により提出される届出書に含まれる財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表のうち同項に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）が提出する財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第三百三十一条の規定により外国会社が提出する財務書類をいう。以下同じ。）のうち、特定有価証券（法第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この号において同じ。）以外の有価証券に係るものにあつては最近事業年度及びその直前事業年度、特定有価証券に係るものにあつては最近特定期間（法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この号において同じ。）及びその直前特定期間に係るもの（届出書に含まれる最近事業年度又は特定期間（以下この条において「事業年度等」という。）及びその直前事業年度等に係る財務諸表又は財務書類（以下この号において「書類」という。）のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。以下この条及び第四条第六項において同じ。）の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた書類と同一の内容のものを除く。）

二 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる四半期財務諸表（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に

する第一種中間財務諸表をいう。以下同じ。）（届出書に含まれる第一種中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の五第一項の規定により提出された届出書又は半期報告書に含まれた第一種中間財務諸表と同一の内容のものを除く。）

三 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる第二種中間財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項第三号に規定する第二種中間財務諸表をいう。以下同じ。）（届出書に含まれる第二種中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。第五号、第九号及び第十号を除き、以下この条において同じ。）の規定により提出された届出書又は半期報告書に

関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する四半期財務諸表のうち指定法人が提出する四半期財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）（届出書に含まれる四半期財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出された届出書又は四半期報告書（企業内容等開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号。以下「開示府令」という。）第十七条の十五第二項各号に掲げる事業を行う会社（以下「特定事業会社」という。）により提出された四半期報告書のうち当該事業年度の最初の四半期会計期間（四半期財務諸表等規則第三条第四号に規定する四半期会計期間をいう。以下同じ。）の翌四半期会計期間に係るもの（以下「第二・四半期報告書」という。）を除く。）に含まれた四半期財務諸表と同一の内容のものを除く。）

三 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる中間財務諸表（中間財務諸表等規則第一条第一項に規定する中間財務諸表のうち指定法人が提出する中間財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）（届出書に含まれる中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項、法第二十四条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同

含まれた第二種中間財務諸表と同一の内容のものを除く。)

四 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる連結財務諸表(連結財務諸表規則第一条第一項第一号に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。)(届出書に含まれる連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた連結財務諸表と同一の内容のものを除く。)

五 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる第一種中間連結財務諸表(連結財務諸表規則第一条第二号に規定する第一種中間連結財務諸表をいう。以下同じ。)(届出書に含まれる第一種中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の五第一項の規定により提出された届出書又は半期報告書に含まれた第一種中間連結財務諸表と同一の内容のものを除く。)

六 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる第

じ。)(の規定により提出された届出書、四半期報告書(特定事業会社により提出された第二・四半期報告書に限る。))又は半期報告書に含まれた中間財務諸表と同一の内容のものを除く。)

四 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる連結財務諸表(開示府令第一条第二十一号に規定する連結財務諸表のうち指定法人が提出する連結財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。)(届出書に含まれる連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた連結財務諸表と同一の内容のものを除く。)

五 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる四半期連結財務諸表(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。))第一条第一項に規定する四半期連結財務諸表のうち、指定法人が提出する四半期連結財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。)(届出書に含まれる四半期連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定により提出された届出書又は四半期報告書(特定事業会社により提出された第二・四半期報告書を除く。))に含まれた四半期連結財務諸表と同一の内容のものを除く。)

六 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる中

二種中間連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項第三号に規定する第二種中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）（届出書に含まれる第二種中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の五第一項の規定により提出された届出書又は半期報告書に含まれた第二種中間連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

「七・八 略」

九 法第二十四条の五第一項の規定により提出される半期報告書に含まれる第一種中間財務諸表（半期報告書に含まれる第一種中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定により提出された届出書に含まれた第一種中間財務諸表と同一の内容のものを除く。）

「号を削る。」

十 法第二十四条の五第一項の規定により提出される半期報告書

中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条第一項に規定する中間連結財務諸表のうち、指定法人が提出する中間連結財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）（届出書に含まれる中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項の規定により提出された届出書、四半期報告書（特定事業会社により提出された第二・四半期報告書に限る。）又は半期報告書に含まれた中間連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

「七・八 同上」

九 法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出される四半期報告書（特定事業会社により提出された第二・四半期報告書を除く。）に含まれる四半期財務諸表（四半期報告書に含まれる四半期財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定により提出された届出書に含まれた四半期財務諸表と同一の内容のものを除く。）

十 法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出される四半期報告書（特定事業会社により提出された第二・四半期報告書に限る。）に含まれる中間財務諸表（四半期報告書に含まれる中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定により提出された届出書に含まれた中間財務諸表と同一の内容のものを除く。）

十一 法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出

に含まれる第一種中間連結財務諸表（半期報告書に含まれる第一種中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定により提出された届出書に含まれた第一種中間連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

「号を削る。」

「号を削る。」

十一 法第二十四条の五第一項の規定により提出される半期報告書に含まれる第二種中間財務諸表（半期報告書に含まれる第二種中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定により提出された届出書に含まれた第二種中間財務諸表と同一の内容のものを除く。）

十二 法第二十四条の五第一項の規定により提出される半期報告書に含まれる第二種中間連結財務諸表（半期報告書に含まれる第二種中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一

される四半期報告書（特定事業会社により提出された第二・四半期報告書を除く。）に含まれる四半期連結財務諸表（四半期報告書に含まれる四半期連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定により提出された届出書に含まれた四半期連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

十一の二 法第二十四条の四の七第一項の規定により提出される四半期報告書（第一・四半期報告書（最初の四半期会計期間に係るものをいう。）に限る。）に含まれる連結財務諸表規則第九十三条又は第九十四条の規定による連結財務諸表

十二 法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出される四半期報告書（特定事業会社により提出された第二・四半期報告書に限る。）に含まれる中間連結財務諸表（四半期報告書に含まれる中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定により提出された届出書に含まれた中間連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

十三 法第二十四条の五第一項の規定により提出される半期報告書に含まれる中間財務諸表（半期報告書に含まれる中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定により提出された届出書に含まれた中間財務諸表と同一の内容のものを除く。）

十四 法第二十四条の五第一項の規定により提出される半期報告書に含まれる中間連結財務諸表（半期報告書に含まれる中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定によ

項の規定により提出された届出書に含まれた第二種中間連結財務諸表と同一の内容のものを除く。)

十三 法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出される訂正届出書又は訂正報告書による訂正後の前各号に掲げる書類

十四 法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により提出される届出書、法第二十七条において準用する法第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を法第二十七条において準用する法第二十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出される有価証券報告書及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第一項の規定により提出される半期報告書に含まれる第一号から第十二号までに掲げる書類又はこれらに相当する書類

十五 法第二十七条において準用する法第七条第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する

り提出された届出書に含まれた中間連結財務諸表と同一の内容のものを除く。)

十五 法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十四条の二第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出される訂正届出書又は訂正報告書において、前各号の書類を訂正する書類

十六 法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により提出される届出書、法第二十七条において準用する法第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を法第二十七条において準用する法第二十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出される有価証券報告書、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第一項又は第二項（これらの規定を法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出される四半期報告書及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出される半期報告書に含まれる第一号から第十四号までに定める書類又はこれらに相当する書類

十七 法第二十七条において準用する法第七条第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第四項及び法第二十七

場合を含む。）、法第二十七条において準用する法第九条第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）又は法第二十七条において準用する法第十条第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出される訂正届出書又は訂正報告書による訂正後の前号に掲げる書類

（監査証明を受けることを要しない旨の承認）

第一条の三 第一条各号に規定する書類を提出する会社（指定法人（財務諸表等規則第一条第一項に規定する指定法人をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が法第九十三条の二第一項第三号に規定する承認を受けようとする場合には、当該書類に係る承認申請書を当該書類を提出すべき財務局長等（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号。以下「開示府令」という。）第二十条（第三項を除く。）又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第三十条の規定により当該書類を提出すべき財務局長又は福岡財

条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）、法第二十七条において準用する法第九条第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第四項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）又は法第二十七条において準用する法第十条第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第四項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出される訂正届出書又は訂正報告書において、前号の書類を訂正する書類

（監査証明を受けることを要しない旨の承認）

第一条の三 第一条各号に規定する書類を提出する会社（指定法人を含む。以下同じ。）が法第九十三条の二第一項第三号に規定する承認を受けようとする場合には、当該書類に係る承認申請書を当該書類を提出すべき財務局長等（開示府令第二十条（第三項を除く。）又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第三十条の規定により当該書類を提出すべき財務局長又は福岡財務支局長をいう。第五条において同じ。）に提出しなければならない。

務支局長をいう。第五条において同じ。）に提出しなければならない。

（公認会計士又は監査法人と被監査会社等との特別の利害関係）

第二条 法第百九十三条の二第四項に規定する公認会計士（公認会計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号については、連結財務諸表等（連結財務諸表、第一種中間連結財務諸表又は第二種中間連結財務諸表をいう。次項において同じ。）の法第百九十三条の二第一項の監査証明（以下「監査証明」という。）に関する場合に限る。

「一〇五 略」

六 公認会計士若しくはその配偶者又は補助者が、被監査会社等の連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいい、被監査会社等が外国会社（開示府令第一条第二十号の四に規定する外国会社をいう。以下この号及び第四条第二項第一号リにおいて同じ。）である場合にあってはこれに相当する会社をいう。次項及び第四条第一項第一号リにおいて同

（公認会計士又は監査法人と被監査会社等との特別の利害関係）

第二条 法第百九十三条の二第四項に規定する公認会計士（公認会計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号については、連結財務諸表等（連結財務諸表（開示府令第一条第二十一号に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。））、中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条第一項に規定する中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）又は四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則第一条第一項に規定する四半期連結財務諸表をいう。以下同じ。）をいう。次項において同じ。）の法第百九十三条の二第一項の監査証明（以下「監査証明」という。）に関する場合に限る。

「一〇五 同上」

六 公認会計士若しくはその配偶者又は補助者が、被監査会社等の連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号、中間連結財務諸表規則第二条第三号又は四半期連結財務諸表規則第二条第七号に規定する連結子会社をいい、被監査会社等が外国会社（開示府令第一条第二十号の四に規定する外国会社をいう。以下この号及び第四条第一項第一号リにおいて同じ。）である場合に

じ。）又は持分法適用会社（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法が適用される非連結子会社（連結財務諸表規則第二条第六号に規定する非連結子会社をいう。同項第一号りにおいて同じ。）又は関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号に規定する関連会社をいう。）をいい、被監査会社等が外国会社である場合にあつてはこれらに相当する会社をいう。次項において同じ。）との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあつては、同号を除く。）に規定する関係を有する場合

## 2 「略」

### （監査証明の手続）

第三条 財務諸表、財務書類又は連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）の監査証明は、財務諸表等の監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書（その作成に代えて電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。

あつてはこれに相当する会社をいう。次項及び第四条第一項第一号りにおいて同じ。）又は持分法適用会社（連結財務諸表規則第二条第八号、中間連結財務諸表規則第二条第七号又は四半期連結財務諸表規則第二条第十一号に規定する持分法が適用される非連結子会社（連結財務諸表規則第二条第六号、中間連結財務諸表規則第二条第五号又は四半期連結財務諸表規則第二条第九号に規定する非連結子会社をいう。同項第一号りにおいて同じ。）又は関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号、中間連結財務諸表規則第二条第六号又は四半期連結財務諸表規則第二条第十号に規定する関連会社をいう。）をいい、被監査会社等が外国会社である場合にあつてはこれらに相当する会社をいう。次項において同じ。）との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあつては、同号を除く。）に規定する関係を有する場合

## 2 「同上」

### （監査証明の手続）

第三条 財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）、財務書類又は連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）の監査証明は、財務諸表等の監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書（その作成に代えて電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう

以下同じ。)により、第二種中間財務諸表又は第二種中間連結財務諸表(以下「第二種中間財務諸表等」という。)の監査証明は、第二種中間財務諸表等の監査(以下「中間監査」という。)を実施した公認会計士又は監査法人が作成する中間監査報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)により、第一種中間財務諸表又は第一種中間連結財務諸表(以下「第一種中間財務諸表等」という。)の監査証明は、第一種中間財務諸表等の監査(以下「期中レビュー」という。)を実施した公認会計士又は監査法人が作成する期中レビュー報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)により行うものとする。

2 前項に規定する監査報告書、中間監査報告書及び期中レビュー報告書に係る電磁的記録は、作成者の署名に代わる措置として、作成者による電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項の電子署名をいう。)が行われているものでなければならない。

3 第一項の監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書は、一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に従って実施された監査、中間監査又は期中レビューの結果に基づい

。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)により、中間財務諸表(中間財務諸表等規則第一条第一項に規定する中間財務諸表をいう。以下同じ。)又は中間連結財務諸表(以下「中間財務諸表等」という。)の監査証明は、中間財務諸表等の監査(以下「中間監査」という。)を実施した公認会計士又は監査法人が作成する中間監査報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)により、四半期財務諸表(四半期財務諸表等規則第一条第一項に規定する四半期財務諸表をいう。以下同じ。)又は四半期連結財務諸表(以下「四半期財務諸表等」という。)の監査証明は、四半期財務諸表等の監査(以下「四半期レビュー」という。)を実施した公認会計士又は監査法人が作成する四半期レビュー報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)により行うものとする。

2 前項に規定する監査報告書、中間監査報告書及び四半期レビュー報告書に係る電磁的記録は、作成者の署名に代わる措置として、作成者による電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項の電子署名をいう。)が行われているものでなければならない。

3 第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書は、一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に従って実施された監査、中間監査又は四半期レビューの結果に基

て作成されなければならない。

- 4 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された次に掲げる監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。ただし、第五号に掲げる基準は、次項の規定により適用される場合に限る。

「一〇三 略」

四 期中レビュー基準〔仮称〕

五 〔略〕

5 〔略〕

（監査報告書等の記載事項）

第四条 前条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して署名しなければならない。この場合において、当該監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、署名しなければならない。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る

いて作成されなければならない。

4 〔同上〕

「一〇三 同上」

四 四半期レビュー基準

五 〔同上〕

5 〔同上〕

（監査報告書等の記載事項）

第四条 前条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して署名しなければならない。この場合において、当該監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、署名しなければならない。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る

指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して署名しなければならない。

一 監査報告書 次に掲げる事項

イ 「略」

ロ イ(2)の意見の根拠

「ハ」又 略」

二 中間監査報告書 次に掲げる事項

イ 中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の意見に関する次に掲げる事項

(1) 当該意見に係る中間監査の対象となつた第二種中間財務諸表等の範囲

(2) 中間監査の対象となつた第二種中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該第二種中間財務諸表等に係る中間会計期間（第二種中間連結財務諸表の場合には、中間連結会計期間（連結財務諸表規則第一条の二第二項第二号イ(1)に規定する中間連結会計期間をいう。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報

を表示しているかどうかについての意見

に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して署名しなければならない。

一 「同上」

イ 「同上」

ロ イ(2)に掲げる意見の根拠

「ハ」又 同上」

二 「同上」

イ 「同上」

(1) 当該意見に係る中間監査の対象となつた中間財務諸表等の範囲

(2) 中間監査の対象となつた中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間（中間連結財務諸表の場合には、中間連結会計期間（中間連結財務諸表規則第三条第二項に規定する中間連結会計期間をいう。）をいう。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうかについての意見

を掲げる意見の根拠

ハ 財務諸表等規則第二百三十六条（連結財務諸表規則第二百三十三条において準用する場合を含む。）の規定による注記に係る事項

〔二〕ト 略〕

三 期中レビュー報告書 次に掲げる事項

イ 期中レビューを実施した公認会計士又は監査法人の結論に関する次に掲げる事項

(1) 当該結論に係る期中レビューの対象となつた第一種中間財務諸表等の範囲

(2) 期中レビューの対象となつた第一種中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該第一種中間財務諸表等に係る中間会計期間（第一種中間連結財務諸表の場合には、中間連結会計期間。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつたかどうかについての結論

ロ イ(2)の結論の根拠

ハ 財務諸表等規則第四百九条（連結財務諸表規則第二百二十条において準用する場合を含む。）の規定による注記に係る

ハ 中間財務諸表等規則第五条の十八（中間連結財務諸表規則第十七条の十四において準用する場合を含む。）の規定による注記に係る事項

〔二〕ト 同上〕

三 四半期レビュー報告書 次に掲げる事項

イ 四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の結論に関する次に掲げる事項

(1) 当該結論に係る四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等の範囲

(2) 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等（四半期会計期間及び四半期財務諸表等規則第三条第六号に規定する四半期累計期間をいう。以下同じ。）（四半期連結財務諸表の場合には、四半期連結会計期間等（同条第五号に規定する四半期連結会計期間及び同条第七号に規定する四半期連結累計期間をいう。）をいう。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつたかどうかについての結論

ロ イ(2)に掲げる結論の根拠

ハ 四半期財務諸表等規則第二十一条（四半期連結財務諸表規則第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による

事項

〔二・ホ 略〕

へ 期中レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任  
ト 「略」

2 法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により有価証券の発行者が初めて提出する届出書又は有価証券報告書に含まれる指定国際会計基準（連結財務諸表規則第三百十二条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この条において同じ。）若しくは修正国際基準（連結財務諸表規則第三百十四条に規定する修正国際基準をいう。以下この条において同じ。）に準拠して作成した連結財務諸表又は米国式連結財務諸表（連結財務諸表規則第三百十六条に規定する米国式連結財務諸表をいう。）の監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書に、比較情報（連結財務諸表規則第八条の三に規定する比較情報に相当するものをいう。）に関する事項を記載する場合には、前項第一号に定める事項に、当該連結財務諸表又は米国式連結財務諸表に係る連結会計年度の前連結会計年度に関する事項を含めて記載するものとする。

3 第一項第一号イ(2)の意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

〔一〇三 略〕

4 第一項第一号ロの意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

注記に係る事項

〔二・ホ 同上〕

へ 四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任  
ト 「同上」

2 法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により有価証券の発行者が初めて提出する届出書又は有価証券報告書に含まれる指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この条において同じ。）若しくは修正国際基準（連結財務諸表規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。以下この条において同じ。）に準拠して作成した連結財務諸表又は米国式連結財務諸表（連結財務諸表規則第九十五条に規定する米国式連結財務諸表をいう。）の監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書に、比較情報（連結財務諸表規則第八条の三に規定する比較情報に相当するものをいう。）に関する事項を記載する場合には、前項第一号に定める事項に、当該連結財務諸表又は米国式連結財務諸表に係る連結会計年度の前連結会計年度に関する事項を含めて記載するものとする。

3 第一項第一号イ(2)に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

〔一〇三 同上〕

4 第一項第一号ロに掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

「一・二 略」

三 第一項第一号イ(2)の意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

「イ・ロ 略」

四 第一項第一号イ(2)の意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、監査の対象となつた財務諸表等が不適正である理由

5 第一項第一号ニの監査上の主要な検討事項（監査を実施した公認会計士又は監査法人が、当該監査の対象となつた事業年度に係る財務諸表等の監査の過程で、監査役等と協議した事項のうち、監査及び会計の専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項について記載するものとする。

「一〇四 略」

6 第一項第一号ホのその他の記載内容（法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十項第一号において同じ。）の規定により提出される届出書のうち財務諸表等及び監査報告書並びに証券情報、組織再編成に関する情報その他これらに類する情報に関する事項以外の記載内容、法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十項第一号において同じ。）の規定により提出される訂正届出書のうち財務諸表等及び監査報告書並びに証券情報、組織再編成に関する情報その他これらに類する情

「一・二 同上」

三 第一項第一号イ(2)に掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

「イ・ロ 同上」

四 第一項第一号イ(2)に掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、監査の対象となつた財務諸表等が不適正である理由

5 第一項第一号ニに掲げる監査上の主要な検討事項（監査を実施した公認会計士又は監査法人が、当該監査の対象となつた事業年度に係る財務諸表等の監査の過程で、監査役等と協議した事項のうち、監査及び会計の専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項について記載するものとする。

「一〇四 同上」

6 第一項第一号ホに掲げるその他の記載内容（法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十項第一号において同じ。）の規定により提出される届出書のうち財務諸表等及び監査報告書並びに証券情報、組織再編成に関する情報その他これらに類する情報に関する事項以外の記載内容、法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十項第一号において同じ。）の規定により提出される訂正届出書のうち財務諸表等及び監査報告書並びに証券情報、組織再編成に関する情報その他これらに類

報に関する事項以外の記載内容、法第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十項第二号において同じ。）の規定により提出される有価証券報告書のうち財務諸表等及び監査報告書以外の記載内容又は法第二十四条の二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十項第二号において同じ。）において読み替えて準用する法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定により提出される訂正報告書のうち財務諸表等及び監査報告書以外の記載内容をいう。以下この項において同じ。）に関する事項は、次に掲げる事項について記載するものとする。

「一〇五 略」

7 第一項第一号への追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、監査を実施した公認会計士若しくは監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

8 第一項第一号トの経営者及び監査役等の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

「一・二 略」

9 第一項第一号チの監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

「一〇九 略」

する情報に関する事項以外の記載内容、法第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十項第二号において同じ。）の規定により提出される有価証券報告書のうち財務諸表等及び監査報告書以外の記載内容又は法第二十四条の二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十項第二号において同じ。）において読み替えて準用する法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定により提出される訂正報告書のうち財務諸表等及び監査報告書以外の記載内容をいう。以下この項において同じ。）に関する事項は、次に掲げる事項について記載するものとする。

「一〇五 同上」

7 第一項第一号へに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、監査を実施した公認会計士若しくは監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

8 第一項第一号トに掲げる経営者及び監査役等の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

「一・二 同上」

9 第一項第一号チに掲げる監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

「一〇九 同上」

「10・11 略」

12 第一項第二号イ(2)の意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

- 一 第二種中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見  
中間監査の対象となつた第二種中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該第二種中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨
- 二 除外事項を付した限定付意見  
中間監査の対象となつた第二種中間財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該第二種中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨
- 三 第二種中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見  
中間監査の対象となつた第二種中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨

13 第一項第二号ロの意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

「一・二 略」

三 第一項第二号イ(2)の意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

イ 除外事項及び当該除外事項が中間監査の対象となつた第二種中間財務諸表等に与えている影響並びにこれらを踏まえて

「10・11 同上」

12 第一項第二号イ(2)に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

- 一 中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見  
中間監査の対象となつた中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨
- 二 除外事項を付した限定付意見  
中間監査の対象となつた中間財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨
- 三 中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見  
中間監査の対象となつた中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨

13 第一項第二号ロに掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

「一・二 同上」

三 第一項第二号イ(2)に掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

イ 除外事項及び当該除外事項が中間監査の対象となつた中間財務諸表等に与えている影響並びにこれらを踏まえて前項第

前項第二号に掲げる意見とした理由

ロ 「略」

四 第一項第二号イ(2)の意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、中間監査の対象となつた第二種中間財務諸表等が有用な情報を表示していない理由

14 第一項第二号ニの追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、中間監査を実施した公認会計士若しくは監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

15 第一項第二号ホの経営者及び監査役等の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 経営者の責任 次に掲げる事項

イ 第二種中間財務諸表等を作成する責任があること。

ロ 第二種中間財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること。

ハ 継続企業の前提（財務諸表等規則第二百三十六条（連結財務諸表規則第二百二十三条）において準用する場合を含む。）に規定する継続企業の前提をいう。次項第七号において同じ。  
（）に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること。

二 「略」

二号に掲げる意見とした理由

ロ 「同上」

四 第一項第二号イ(2)に掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、中間監査の対象となつた中間財務諸表等が有用な情報を表示していない理由

14 第一項第二号ニに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、中間監査を実施した公認会計士若しくは監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

15 第一項第二号ホに掲げる経営者及び監査役等の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 「同上」

イ 中間財務諸表等を作成する責任があること。

ロ 中間財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること。

ハ 継続企業の前提（中間財務諸表等規則第五条の十八（連結中間財務諸表規則第十七条の十四）において準用する場合を含む。）に規定する継続企業の前提をいう。次項第七号において同じ。  
（）に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること。

二 「同上」

16 第一項第二号への中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から第二種中間財務諸表等に対する意見を表明することにあること。

二 一般に公正妥当と認められる中間監査の基準は中間監査を実施した公認会計士又は監査法人に第二種中間財務諸表等には全体として第二種中間財務諸表等の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

### 三 「略」

四 中間監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め第二種中間財務諸表等の表示を検討していること。

### 「五〃八 略」

17 第一項第三号イ(2)の結論は、次の各号に掲げる結論の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定の結論 期中レビューの対象となつた第一種中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該第一種中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった旨

16 第一項第二号へに掲げる中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表等に対する意見を表明することにあること。

二 一般に公正妥当と認められる中間監査の基準は中間監査を実施した公認会計士又は監査法人に中間財務諸表等には全体として中間財務諸表等の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

### 三 「同上」

四 中間監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表等の表示を検討していること。

### 「五〃八 同上」

17 第一項第三号イ(2)に掲げる結論は、次の各号に掲げる結論の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定の結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった旨

二 除外事項を付した限定付結論 期中レビューの対象となつた第一種中間財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該第一種中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかつた旨

三 否定的結論 期中レビューの対象となつた第一種中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該第一種中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた旨

18 第一項第三号ロの結論の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 期中レビューが一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して行われた旨

二 期中レビューの結果として入手した証拠が結論の表明の基礎を与えるものであること。

三 第一項第三号イ(2)の結論が前項第二号に掲げる結論の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

イ 除外事項及び当該除外事項が期中レビューの対象となつた第一種中間財務諸表等に与えている影響（当該影響を記載することができる場合に限る。）並びにこれらを踏まえて前項

二 除外事項を付した限定付結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかつた旨

三 否定的結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた旨

18 第一項第三号ロに掲げる結論の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 四半期レビューが一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して行われた旨

二 四半期レビューの結果として入手した証拠が結論の表明の基礎を与えるものであること。

三 第一項第三号イ(2)に掲げる結論が前項第二号に掲げる結論の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

イ 除外事項及び当該除外事項が四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等に与えている影響（当該影響を記載することができる場合に限る。）並びにこれらを踏まえて前項第

第二号に掲げる結論とした理由

ロ 実施できなかった重要な期中レビュー手続及び当該重要な期中レビュー手続を実施できなかった事実が影響する事項並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる結論とした理由

四 第一項第三号イ(2)の結論が前項第三号に掲げる結論の区分で

ある場合には、期中レビューの対象となつた第一種中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該第一種中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた理由

19 第一項第三号ニの追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事

象、重要な後発事象その他の事項であつて、期中レビューを実施した公認会計士若しくは監査法人が強調し、又は説明することが適当であると判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

20 第一項第三号ホの経営者及び監査役等の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 経営者の責任 次に掲げる事項

イ 第一種中間財務諸表等を作成する責任があること。

ロ 第一種中間財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内

二号に掲げる結論とした理由

ロ 実施できなかった重要な四半期レビュー手続及び当該重要な四半期レビュー手続を実施できなかった事実が影響する事項並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる結論とした理由

四 第一項第三号イ(2)に掲げる結論が前項第三号に掲げる結論の

区分である場合には、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた理由

19 第一項第三号ニに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な

偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、四半期レビューを実施した公認会計士若しくは監査法人が強調し、又は説明することが適当であると判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

20 第一項第三号ホに掲げる経営者及び監査役等の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 「同上」

イ 四半期財務諸表等を作成する責任があること。

ロ 四半期財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統

部統制を整備及び運用する責任があること。

ハ 継続企業の前提（財務諸表等規則第四百九条（連結財務諸表規則第二百十条）において準用する場合を含む。）に規定する継続企業の前提をいう。次項第三号において同じ。）に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること。

## 二 「略」

21 第一項第三号への期中レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 期中レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から第一種中間財務諸表等に対する結論を表明することにあること。

二 期中レビューは質問、分析的手続その他の期中レビュー手続により行われ、年度の財務諸表等の監査に比べて限定的な手続により行われたこと。

## 「三・四 略」

22 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続又は期中レビュー手続が実施されなかったこと等により、第一項第一号イ(2)の意見を表明するための基礎を得られなかった場合若しくは同項第二号イ(2)の意見を表明するための基礎を得られなかった場合又は同項第三号イ(2)の結論の表明ができない場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号イ(2)若しくは第二号イ(2)の意見又は同項第三

制を整備及び運用する責任があること。

ハ 継続企業の前提（四半期財務諸表等規則第二十一条（連結四半期財務諸表規則第二十七条）において準用する場合を含む。）に規定する継続企業の前提をいう。次項第三号において同じ。）に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること。

## 二 「同上」

21 第一項第三号へに掲げる四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表等に対する結論を表明することにあること。

二 四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われ、年度の財務諸表等の監査に比べて限定的な手続により行われたこと。

## 「三・四 同上」

22 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続又は四半期レビュー手続が実施されなかったこと等により、第一項第一号イ(2)に定める意見を表明するための基礎を得られなかった場合若しくは同項第二号イ(2)に定める意見を表明するための基礎を得られなかった場合又は同項第三号イ(2)に定める結論の表明ができない場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号イ(2)若しくは第二号イ

号イ(2)の結論の表明をしない旨及びその理由を監査報告書若しくは中間監査報告書又は期中レビュー報告書に記載しなければならない。

23 監査の対象となつた財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合には、第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第三百十二条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において同じ。）と同一である場合 国際会計基準

## 二 「略」

24 前項の規定は、中間監査の対象となつた第二種中間財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号」とあるのは、「第一項第二号イ(2)並びに第十二項第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

25 第二十三項の規定は、期中レビューの対象となつた第一種中間財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号」とあるのは、「第一項第三号イ

(2)の意見又は同項第三号イ(2)の結論の表明をしない旨及びその理由を監査報告書若しくは中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に記載しなければならない。

## 23 「同上」

一 指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において同じ。）と同一である場合 国際会計基準

## 二 「同上」

24 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号イ(2)並びに第十二項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

25 第二十三項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認めら

。 (2)、第十七項各号及び第十八項第四号」と読み替えるものとする。

26 「略」

27 前項の規定は、中間監査の対象となつた第二種中間連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号」とあるのは、「第一項第二号イ(2)並びに第十二項第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

28 第二十六項の規定は、期中レビューの対象となつた第一種中間連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号」とあるのは、「第一項第三号イ(2)、第十七項各号及び第十八項第四号」と読み替えるものとする。

#### (監査概要書等の提出)

第五条 公認会計士又は監査法人は、法第九十三条の二第六項の規定により提出すべき報告又は資料の一部として、監査、中間監査又は期中レビュー（以下「監査等」という。）の従事者、監査

れる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号イ(2)、第十七項各号及び第十八項第四号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

26 「同上」

27 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号イ(2)並びに第十二項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

28 第二十六項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号イ(2)、第十七項各号及び第十八項第四号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

#### (監査概要書等の提出)

第五条 公認会計士又は監査法人は、法第九十三条の二第六項の規定により提出すべき報告又は資料の一部として、監査、中間監査又は四半期レビュー（以下「監査等」という。）の従事者、監査

日数その他当該監査等に関する事項の概要を記載した概要書を、当該監査等の終了後当該監査等に係る第一条各号に掲げる書類を提出すべき財務局長等に提出しなければならない。

2 前項に規定する概要書は、次の各号に掲げる監査等の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成しなければならない。

一 「略」

二 第二種中間財務諸表等（ファンド及び信託財産に係る第二種中間財務諸表等を除く。）の中間監査に係る概要書 第二号様式

三 ファンド及び信託財産に係る財務諸表等の監査及び第二種中間財務諸表等の中間監査に係る概要書 第三号様式

四 期中レビューに係る概要書 第四号様式

3 第一項に規定する概要書は、次の各号に掲げる概要書の区分に応じ、当該各号に定める日までに提出しなければならない。

一 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる概要書 当該概要書に係る監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書の作成日の翌月の末日

二 「略」

（監査証明に関する書類の財務局長等の受理）

第五条の二 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第三十九条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第一項に規定する概要書とする。

査日数その他当該監査等に関する事項の概要を記載した概要書を、当該監査等の終了後当該監査等に係る第一条各号に規定する書類を提出すべき財務局長等に提出しなければならない。

2 「同上」

一 「同上」

二 中間財務諸表等（ファンド及び信託財産に係る中間財務諸表等を除く。）の中間監査に係る概要書 第二号様式

三 ファンド及び信託財産に係る財務諸表等の監査及び中間財務諸表等の中間監査に係る概要書 第三号様式

四 四半期レビューに係る概要書 第四号様式

3 「同上」

一 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる概要書 当該概要書に係る監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の作成日の翌月の末日

二 「同上」

（監査証明に関する書類の財務局長等の受理）

第五条の二 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第三十九条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第一項に規定する監査概要書、中間監査概要書又は四半期

レビュー概要書とする。

(意見の申出の手続)

第九条 法第百九十三条の三第二項の申出をしようとする公認会計士又は監査法人は、次に掲げる事項を記載した書面を、金融庁長官に提出しなければならない。

【一〇四 略】

五 意見の内容（法第百九十三条の三第二項第一号に掲げる事項及び同項第二号に掲げる事項の別に記載すること。）

2 【略】

第二号様式

中間監査概要書 (表紙)

年 月 日提出

財務 (支) 局長 殿

公認会計士の事務所名及び氏名  
又は監査法人の名称

事務所又は監査法人の所在地

電話番号

被監査会社等の一覧

(番号)

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本産業規格 A 4 210×297 ミリメートル)

中間監査概要書

被監査会社等の名称

(番号)

公認会計士の氏名又は監査法人の名称

(意見の申出の手続)

第九条 【同上】

【一〇四 同上】

五 意見の内容（法第百九十三条の三第二項第一号の事項及び同項第二号の事項の別に記載すること。）

2 【同上】

第二号様式

中間監査概要書 (表紙)

年 月 日提出

財務 (支) 局長 殿

公認会計士の事務所名及び氏名  
又は監査法人の名称

事務所又は監査法人の所在地

電話番号

被監査会社等の一覧

(番号)

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本産業規格 A 4 210×297 ミリメートル)

中間監査概要書

被監査会社等の名称

(番号)

公認会計士の氏名又は監査法人の名称

|                   |        |                             |       |    |
|-------------------|--------|-----------------------------|-------|----|
| 第二種中間財務諸表         |        | 第 期に係る中間会計期間                | 年 月 日 | から |
| 第二種中間連結財務諸表       |        | 中間連結会計期間                    | 年 月 日 | から |
| [第一部・第二部 略]       |        |                             |       |    |
| (記載上の注意)          |        |                             |       |    |
| [略]               |        |                             |       |    |
| 第四号様式             |        |                             |       |    |
| 期中レビュー概要書 (表紙)    |        | 年 月 日                       | 提出    |    |
| 財務 (支) 局長 殿       |        | 公認会計士の事務所名及び氏名<br>又は監査法人の名称 |       |    |
|                   |        | 事務所又は監査法人の所在地               |       |    |
|                   |        | 電話番号                        |       |    |
| 被監査会社等の一覧 (番号)    |        |                             |       |    |
| (本書面の枚数           | 表紙共 枚) | (日本産業規格 A 4 210×297 ミリメートル) |       |    |
| 期中レビュー概要書         |        | 被監査会社等の名称 (番号)              |       |    |
| 公認会計士の氏名又は監査法人の名称 |        |                             |       |    |
| 第一種中間財務諸表         |        | 第 期に係る中間会計期間                | 年 月 日 | から |
| 第一種中間連結財務諸表       |        | 中間連結会計期間                    | 年 月 日 | から |
| 第四号様式             |        |                             |       |    |
| 四半期レビュー概要書 (表紙)   |        | 年 月 日                       | 提出    |    |
| 財務 (支) 局長 殿       |        | 公認会計士の事務所名及び氏名<br>又は監査法人の名称 |       |    |
|                   |        | 事務所又は監査法人の所在地               |       |    |
|                   |        | 電話番号                        |       |    |
| 被監査会社等の一覧 (番号)    |        |                             |       |    |
| (本書面の枚数           | 表紙共 枚) | (日本産業規格 A 4 210×297 ミリメートル) |       |    |
| 四半期レビュー概要書        |        | 被監査会社等の名称 (番号)              |       |    |
| 公認会計士の氏名又は監査法人の名称 |        |                             |       |    |
| 四半期財務諸表           |        | 第 期に係る第 四半期会計期間             | 年 月 日 | から |
| 同四半期累計期間          |        | 同四半期累計期間                    | 年 月 日 | から |
| 四半期連結財務諸表         |        | 第 四半期連結会計期間                 | 年 月 日 | から |
| 同四半期連結累計期間        |        |                             |       |    |

|                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第一部 [略]</p> <p>第二部 <u>期中レビューの実施状況等</u></p> <p>1 <u>期中レビューの実施状況</u><br/>[略]</p> <p>2 <u>期中レビューの結論</u><br/>[3・4 略]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>監査概要書に準じて記載すること。</p> | <p>年 月 日から 年 月 日まで<br/>(2)</p> <p>第一部 [同左]</p> <p>第二部 <u>四半期レビューの実施状況等</u></p> <p>1 <u>四半期レビューの実施状況</u><br/>[同左]</p> <p>2 <u>四半期レビューの結論</u><br/>[3・4 同左]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 監査概要書に準じて記載すること。</p> <p>(2) 連結財務諸表を作成している会社は下2段の四半期連結財務諸表に係る箇所を、連結財務諸表を作成していない会社は上2段の四半期財務諸表に係る箇所を記入すること。</p> |
| 備考                                                                                                                                                              | 表中の「」の記載は注記である。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |